

大鹿村議会だより

第30号 令和元年10月15日 発行：大鹿村議会 TEL：0265-39-2001

令和元年9月――

大鹿村議会9月定例会

令和元年9月大鹿村議会定例会が9月6日から18日までの13日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告1件、付議事件20件、議員発議3件で、すべて原案どおり可決されました。請願・陳情は請願3件、陳情1件で、請願3件は採択、陳情1件は不採択となりました。

付議事件

報 告

報告第1号 平成30年度決算に基づく健全化比率の報告について

議案第4号 大鹿村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
▼国の法改正に伴う改正です。

議案第10号 平成30年度大鹿歳出決算の認定について
村立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成30年度大鹿歳出決算の認定について
村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第19号 令和元年度大鹿正予算（第2号）について
村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
村一般会計補正予算（第3号）について

議案第1号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 大鹿村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
▼住民票に旧氏を併記できるようになることに伴う改正です。

議案第12号 平成30年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度大鹿村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
▼平成30年度の決算については「広報おおしか」をご覧ください。

議案第2号 大鹿村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

議案第14号 令和元年度大鹿村一般会計補正予算（第2号）について
1 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
2 「複式学級の編成基準の改善、教職員定数増」を求める請

議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

議案第14号 令和元年度大鹿

1 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
2 「複式学級の編成基準の改善、教職員定数増」を求める請

る条例の制定について
▼10月からの3歳以上児の保育無償化に伴う改正と条例制定です。副食費も村負担により無料となります（未満児は従来どおりです）。

▼保育所解体のアスベスト対策、道の駅の損失補填、村営グラウンドの設計・監理委託料などです。

議案第15号 令和元年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第16号 令和元年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第1号）について
議案第17号 令和元年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第18号 令和元年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第19号 令和元年度大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第20号 令和元年度大鹿村一般会計補正予算（第3号）について

3 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

▼すべて採択されました。

陳情

1 役場印刷機等の利用に関する陳情書

▼印刷機等の利用について全村に周知すべきとして一部採択との意見もありましたが、不採択となりました。

議員発議

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

発議第2号 複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について

発議第3号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと

村長 大西公園の整備方針について

村長 大西公園の整備方針と

村長 大西公園の整備方針と

村長 大西公園の整備方針と

村長 大西公園の整備方針と

村長 大西公園の整備方針と

村長 大西公園の整備方針と

一般質問



熊谷英俊議員

*大西公園の整備方針および管理について

質問 大西公園は河川整備が進んだことで大変環境もよく、また昨年は道の駅の開駅など

もあり、物資の調達も容易になります。今年はニーズが増えてくるのではないかと思われる。一方で、リニア建設工事に伴う

質問 また、大西公園南側斜面は以前に村としてあのあたり一帯を村民が憩える森づくりを行うという方針を立てて、これまで広葉樹の苗木の植樹等を行ってきたわけだが、鹿の食害等により効果が上がらず、苗木も小さく細い今まで

質問 村では昨年大変大きな災害があり、住民懇談会においても防災対策等の要望は多かった。地域防災計画の改定が終了したが、あらゆる脅威に対しても役場が業務を継続する為の指針となる役場のBCP（事業継続計画）についてお尋ねする。



引地龍也議員

*大鹿村のBCP策定状況について

質問 村では昨年大変大きな災害があり、住民懇談会においても防災対策等の要望は多かった。地域防災計画の改定が終了したが、あらゆる脅威

質問 平成25年に内閣府が

質問 総務省のアンケートによる

質問 と、当村はBCPについて定めた規定はないとの回答になつ

てます。植栽後、改植、また草刈り等手入れをしている

立つ市町村が未策定であることは、日本全体の強靭化に大きなマイナスだ。基礎自治体である市町村の業務継続計画の有無は広域自治体である都道府県の業務継続の可否をも大きく左右する。まずは村の業務を継続し続けるための基礎的な動き、考え方を平時に精査していくことが必要だ。

又、ブラインド訓練を行い、策定したBCPの内容に対応できるかを精査、ブラッショアップしていただきたい。住民の皆さんのがより安心して暮らせる仕組みとして、現在のBCP策定状況についてご回答願いたい。

質問 事業継続計画ですが、大鹿村の策定については現在進捗はありません。報告どおり31年度以降の取り組みになるかと思っています。

質問 平成25年内閣府が町村のための業務継続計画作成ガイドを発行した。首長の代行順位、職員参集、代替応

答等のポイントを絞った作りやすい内容となつていて。地

にありました。いずれにしても、大西公園の周辺は河川工事は終わり、治山工事も終わつたのかなと見受けられます。今後活用していきたい気持ちはあるのですが、土地の権利関係がまだ複雑なところがあります。河川、治山等の事業も概ね済んできたところなので、その辺をはつきりする中で、改めて活用を考えていきたいというのが現在の状況です。

のですが、もともとが公共事業の残土の捨て場であり、もとが山林ではないということ

きなマイナスだ。基礎自治体である市町村の業務継続計画の有無は広域自治体である都道府県の業務継続の可否をも

立つ市町村が未策定であることは、日本全体の強靭化に大きなマイナスだ。基礎自治体である市町村の業務継続計画の有無は広域自治体である都道府県の業務継続の可否をも

立つ市町村が未策定であることは、日本全体の強靭化に大きなマイナスだ。基礎自治体である市町村の業務継続計画の有無は広域自治体である都道府県の業務継続の可否をも

域防災計画と重なる部分もあるが、役場 자체が被災しても早期の復旧、再開を可能にする仕組みがBCPだ。当村においては平時より事案が起きた場合の役場の果たす役割は大きく、現実問題として、中には自助の部分のフォローが必要な部分も出てくると考える。急峻な地形で構成される当村は、災害時においては自衛隊や災害ボランティアの拠点を置く場所が限られ、また孤立集落への物資輸送等、災害対策が難しい。様々な事態に役場が機能し続ける環境を整えるという点で、BCP策定の必要性をどうお考えか。

村長 今後、災害時を想定した対応として取り組む必要性を感じています。いくつかの要素がありますが、災害時に

おける職員の参集や代替庁舎等についての概ねの定めは持つてあります。ただ、起きた災害によって判断して動いていかなければならないものと考えています。しかし、

地形地質、現在の村における状況から考えて全てというわ

けにはいかず、基本は地域防

災計画に則って対策を取つていくと考えています。

質問 中部電力との災害時に

おける相互協力に関する協定

が結ばれ、村内各所で支障木

の伐採が行われている。停電

率の高い当村において長時間

停電を予防的に防ぐ取り組み

は評価できるが、今後、遠隔

地の公的機関や事業所との連

携も検討すべきではないか。地

域防災計画の中に村内の事業

所の名前が記載されているが、

実際に契約に至っている事業

所はどのくらいあるか。

村長 中部電力については協

定締結できました。他の事業

所について、内々には過去か

らの話で、商店等とは話はで

きているつもりです。

総務課長 地域防災計画の中

に村内の事業所等からの調達

も入っています。燃料、食料

品、衣類などを供給していた

だけたい後は村が責任を持つて行うという話です。ただ、

成文化したものはないので、

今後、内容を確認する必要は

あると思っています。

河本明代議員

航空機が低空を飛行してきた

ら極めて危険ではないかと感

じた。

2015年10月に公表され

たオスプレイの訓練空域は茅

野以北で、大鹿村をはじめと

する南信地域は含まれていな

かつたが、昨年10月の横田基

地配備後には南信でも目撃情

報が増えているようだ。

また、今年の5月30日に佐

久地方で米軍横田基地所属の

C130輸送機2機の低空飛

行があり、この時は日米合同

委員会の合意（300メート

ル）よりも低い高度で飛んで

いた可能性が高いそうだ。

送電線工事や遭難救助の他、

ドクターへリや山小屋の荷揚

げ等、大鹿村はヘリコプター

が飛ぶ頻度が非常に高い場所

だとと思う。安全・安心の観点

からいっても低空の訓練飛行

は大変危険だと思う。村とし

ても関係機関に対して何らか

の働きかけが必要ではないか

と思うが、村長はこの件につ

いていかがお考えか。

村長 8月6日にオスプレイ

が村内を飛行したということ

で、私はこの目撃情報につい

て8日付の南信州新聞によつ

て、「オスプレイと見られる

2機体」という表現で知った

のが、まず正確に知ったもの

です。ただ、それらしいとい

う表現での話を前日に一般の

住民の方から聞いた職員がお

ります。あくまで「らしい」

ということでした。この8月

6日には県危機管理防災課に

聞いたところでは、南は宮田

村から北は中野市までにその

ような情報が幾つか寄せられ

たそうです。多分同じ機体で

はいかないかという話になつてい

て、これらの市町村の中では

職員が見た話もあるそうです。

ご心配の工事や山岳遭難の

救助のヘリコプターについて

です。工事については読める

わけですが、山の遭難の捜索

やドクターへリについては全

く計画がないので、心配な点

ではあります。空を利用する

ことのルール等、詳細は分か

りませんので何とも言えませ

んが、30年ほど前、アメリカ

軍の戦闘機の訓練が非常に頻

繁にあり、このときには危険

(3) 大鹿村議会だより●第30号

だということで、村の中でもどこをどう飛んだという状況を常に記録して県に報告した経過があります。今後もそれと同様、もしくは危険と思われるようなことになれば、県への報告、要望等を行つていただくことになろうかと思つています。

*山岳遭難救助隊の状況と今後の方策について

近年の登山ブームの中で中高年の登山者が増えており、遭難者も増加傾向にある。この夏もまた行方不明者の捜索が行われていた。大鹿村の山をよく知る山岳遭難救助隊の役割はとても重要だと思うが、隊員の数は以前と比較するとかなり少なくなっているようだし、高齢化が進んでいるようだ。南アルプス登山は大鹿村の観光の大きな一つの柱でもあり、若手の遭難救助隊の育成は急務ではないかと思う。

遠山郷の山岳遭難救助隊ではやはり隊員の高齢化を受け

て、一昨年度に新規隊員を募り、昨年は初の女性隊員も含む11人の正隊員が加わり、隊員が35人に増加したそうだ。大鹿村でも昨年は広報に隊員募集が載つていたが、応募はなかつたと聞いている。山岳遭難救助隊の現況と、村として今後どのような方策を考えられるか伺いたい。

村長

おっしゃるとおり隊員が高齢化してきています。過去に比べれば人数もかなり減っています。募集もしまして、若い方が取り組んでいただけは非常にありがたいし、心強いのですが、この仕事は非常に危険が伴います。また、今従事してくれている方々もそれぞれ個人で仕事をお持ちになつておられます。誰でもいいというわけにはいきませんし、ある程度チームワークも非常に大事な部分であるうかと思います。今後も募集等はしていくことはできます。

ただればと思つています。

かつたと聞いている。山岳遭難救助隊の現況と、村として今後どのような方策を考えておられるか伺いたい。

*不要になつた公有財産は適切に処分されているか



伊波ゆかり議員

先日保育所の取り壊しが決定した際、解体工事に伴う不要品の払い下げが行われた。村民の方より一部の人のみに払い下げているのはおかしいとご指摘をいただき、村に問い合わせたところ、後日同報無線で一般公募するという事例があつた。担当課長にお伺いしたところ、ここ数年の解体の際は業者に一任するとの契約で、備品等はすべて破棄する予定であったようだ。

解体業者に一任してごみを増やすより、村としてできるだけごみを減らす努力をする必要があるのではないか。

過去には公共施設などの改裝や取り壊しの際に出た不要品は、まず集会所など公の施設に、その後、村民全体に呼

びかけ、有償や無償で払い下げられていた。村の建物や備品等は公有財産であり、一部の人のみに払い下げるのは公平性に欠けることであるため、広く村民全体に告知する必要があると考える。村として公有財産の処分に関する要項を定めてあるか。また、その内容はどういうものか。

村長

まず処分の仕方については、議員おっしゃつたとおりです。自治会等一般のところに照会して、引き取つてくださいとご指摘をいただき、ただくことを第一としてきています。過去の解体の時に多くの方が集中して、非常に危険を感じたということがあり、最近はそれを省略していることがあります。今回の保育所の件について、一部公平性を欠いたという印象を与えたことがあります。今後は公平に、また安全が確保できるような状態なら払い下げを考えていきます。しかし

ながら、工事として発注をしますので、業者との調整も非常に大事になつてくるため、でき場合もあることをご

理解いただきたい。

それから要項については、実態として除却するものに対する払い下げみたいな要項はありません。

質問

要項は特にないということだが、できれば検討し、新たに定めていただきたい。解体業者へ渡す前に、有効活用できるような仕組みを作り、周知徹底させることを希望する。各担当課の一存でその都度決めていくのではなく、公有財産の処分方法を統一して、村民にも分かりやすく提示していただきことは可能か。

村長

一応廃棄ということでは、基本的に使えないだろうという判断でして、使えると課や場所で使つてもらうのが妥当な話かと思っています。ルールについてはケースバイケースになつてくる可能性がありますが、少し検討してみたいと思っています。

事の際には、公平性のある対応をしていただきたい。